

## 広島平和記念資料館及び広島国際会議場 ねずみ等防除業務仕様書

この業務は、広島平和記念資料館（以下「資料館」という。）及び広島国際会議場（以下「会議場」という。）において、建築物における衛生的環境の確保に関する法令に基づき、ねずみ等の発生、侵入の防止及び駆除を行うものである。

### 1 業務実施場所

資料館本館、東館及び会議場

### 2 実施時期及び内容

業務の実施時期及び内容は、原則として次のとおりとする。

#### (1) ねずみの防除

- ア 資料館及び会議場のねずみ生息状況を調査し、生息が確認された場合等、必要に応じて毒餌に対するし好を場所ごとに詳しく調査・記録し、その結果により、毒餌に対する選択性及び成分と剤型を決定し、殺そ剤を調剤のうえ、履行期間開始日から7日以内に配置する。
- イ 月1回以上資料館全館及び会議場全館を巡回し、駆除成績及び追跡調査を行い、必要に応じて殺そ剤の補充取替を繰り返すとともに、建物外部からのねずみの浸入の防止処置を講ずる。
- ウ 年2回以上、資料館全館及び会議場全館のねずみの発生場所、生息場所などについて調査し、調査結果に基づき、忌避剤の設置等、発生を防止する措置を講ずること。

#### (2) 害虫（ゴキブリ、ハエ、蚊、ダニ等）の防除

- ア 年2回以上、資料館全館及び会議場全館の害虫の発生場所、生息場所などについて調査し、調査結果に基づき、殺虫剤の散布等、発生を防止する措置を講ずること。
- イ 月1回以上汚水槽及び雑排水槽（設置場所は別図1及び2のとおり）等を巡回し、害虫が発生しないように、IGR剤(成長制御剤)を散布及び蒸散剤プレートを設置し、防除を行うこと。
- ウ 月1回の巡回調査により、害虫の発生を発見したとき、又は発注者が指示したときは、必要に応じて臨時に薬剤の散布を行うこと。
- エ 受注者は、資料館東館及び会議場の汚水槽及び雑排水槽清掃業務（年2回）の実施の際に現場に立会い、害虫発生の有無を確認し、必要に応じて害虫防除のための薬剤散布及びマンホール周辺の薬剤散布を行うこと。

#### (3) ダニの生息調査

- ア 年1回、下記のとおり資料館及び会議場のカーペット等のダニの生息調査を行う。

##### (ア) 屋内塵吸引採取によるダニ調査

- a 16メッシュ、200メッシュの2段フィルターをダストサンプラーに入れ、電気掃除機にセットする。
- b aにより下記イ対象箇所1m<sup>2</sup>を3分間、屋内塵の採取を行なう。
- c bを持ち帰り、実態顕微鏡でダニの種類の同定、匹数のカウントを行なう。

##### (イ) 調査箇所

- a 資料館（図面3～7）
  - カーペット 18箇所
  - ベッド 3台

- b 会議場（図面8～10）
  - カーペット 22箇所
  - 畳 1箇所
  - Pタイル床 1箇所

(ウ) 報告書の提出

調査後、ダニの種類ごとに結果を資料館・会議場別冊にして報告する。また、(社)日本ペストコントロール協会に則った基準値の可、不可を合わせて報告する。

(エ) 調査後の対応

調査により基準値を上回った場合は、該当箇所に発生したダニを駆除すること。

(4) その他

- ア 業務の実施に当たっては、あらかじめ発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。なお、業務の実施は、原則として、資料館及び会議場閉館後の夜間に行うものとする。
- イ 発注者の業務の支障とならないように実施すること。
- ウ 薬品の取り扱いには万全の注意を払い、薬事法上製造販売の承諾を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。
  - 特に、殺そ剤は、安全な配置、安全な回収を図ること。
  - また、薬剤の散布は、発生する害虫に対し効果的な種類及び量を用い、食品、食器、什器等への汚損に十分注意すること。

### 3 業務に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中服装を正しくし、従事者は受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、その内容に応じ必要な知識及び技能を有する者を従事させること。
- (3) 従事者の安全衛生に関する管理について、現場責任者を配置し、業務を実施すること。
- (4) 休憩は指定した場所で行うこと。

### 4 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、従事者の名簿等を所定の様式により報告するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、翌月9日までに所定の様式により発注者に提出するものとする。

### 5 検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

### 6 経費の負担等

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で使用することができる。

- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

## 7 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は、定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。